

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律の一部の
施行期日を定める政令案要綱

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和九年四月一日とする。